

平成 29 年度第 1 回稲城市総合教育会議

平成 29 年 8 月 7 日、午前 10 時 00 分から稲城市役所議会会議室において、平成 29 年度第 1 回稲城市総合教育会議を開催した。

1 出席構成員

稲城市長	高橋	勝浩
稲城市教育委員会委員長	小野	好江
稲城市教育委員会 委員長職務代理者	城所	正彦
稲城市教育委員会委員	保坂	律子
稲城市教育委員会委員	今泉	浩史
稲城市教育長	小島	文弘

2 出席説明員

企画部長	武藤	路弘
教育部長	石田	昭男
教育部教育指導担当部長	渡辺	恭秀
企画部企画政策課長	柴田	光洋
教育部教育総務課長	大塚	広満
教育部指導課長	岸	知聡
教育部教育総務課教育総務係長	斎藤	晃二
教育部指導課指導主事	高橋	達也
教育部指導課指導主事	長澤	慎哉
福祉部子ども福祉担当部長	石井	正幸
福祉部子育て支援課長	平泉	征大
福祉部子育て支援課主幹	吉原	晶子

3 事務局

企画部企画政策課長	柴田	光洋
企画部企画政策課企画政策係長	西村	岳志
企画部企画政策課企画政策係	木村	嘉孝

4 協議題

- (1) 協議事項 いじめの防止等の対策について
- (2) その他

企画政策課長 事務局よりご説明いたします。本日、傍聴が可能な会議となっておりますが、現時点で本日の傍聴者はございません。このことを事務局よりご報告いたします。

市長 ありがとうございます。今日は急遽でございますが、先日の青少年問題協議会の内容に、課題があるのかなということで、総合教育会議の成り立ち、そしてその主要課題であるいじめ防止対策、そういったことについて再度確認をし合って仕切り直しが必要なのかなと思ひまして、招集をさせていただきました。そんなことでよろしくお願ひします。

それでは、定刻となりましたので、平成29年度としては第1回となりますが、総合教育会議を開催することとさせていただきます。ただ今冒頭のご挨拶で申し上げたとおりであります。いじめ問題、そもそも戦後の民主教育の起こりからして、戦前の反省のもとに首長部局と教育委員会を別の執行機関に分けて、それぞれ行政としては多元的にやっぺいこうと。そういう形で今やっぺいしているわけですが、一方でその教育委員会あるいは学校現場の中で独自の教育文化というのができてしまっぺ、課題によっては自己解決がやりにくい。特に昨今のいじめ問題については、教育委員会とは別に位置する総合教育会議を作っぺ、そこに選挙で選ばれた住民代表である首長が関わることで、なかなか未解決の課題については教育委員会だけでは解決のしにくい面もあるかと思ひますので、一体となっぺやっぺいこうと。お互いに問題点を上げて、それを一緒に解決をするためにやっぺいこうとということ、本当にお忙しいところ恐縮でありますけども、課題のある度、非常に重篤な事件、人の生死に関わるような問題が起こった場合については、即座に臨時招集をさせていただきます、直接に学校現場へ指揮をとるのも、この会議の目的でありますので、ぜひ何かあつたときにはご協力をいただきたい。そこで今回、青少年問題協議会の席で、改めて今、青少年問題というところ、もちろん夏休みに入る時期に毎年やっぺいしているわけですから、非行問題だつたり、夜間の徘徊であつたり、あるいは子供たちが犯罪に巻き込まれないように防犯パトロールだつたり、そういうものも当然やっぺいくために必要ではあるのですが、一方では主要たるテーマ、いじめ防止についても課題があつて、いじめ防止ネットワーク、こういうものはもう既に構築をされて、実際、機能しないといけななし、どうやつたかということ、ここにいる全員で再確認と情報共有すべく、開催させていただきました。前置きが長くなりましたが、そういうことでございますので、まず協議題1、それが全てであります。いじめ防止等の対策についてどうするかということ、現行の制度について、指導課長より詳細説明をお願ひします。

指導課長 失礼いたします。本日の総合教育会議におきましては、いじめ防止等

の対策についてご協議されるということでございますので、私からは稲城市いじめ防止基本方針の概要、それから教育委員会としてのいじめの実態把握の方法、また、関係機関等、連携につきまして、改めてではございますが、説明申し上げます。お手元の資料は、稲城市いじめ防止基本方針とA3判の概要版でございます。概要版につきましてご説明申し上げます。A3判の概要版をごらんください。稲城市いじめ防止基本方針につきましては、1、基本方針策定の意義、2、いじめの定義、3、いじめの禁止につきまして、明確に示してございます。内容については、記載のとおりでございます。4、いじめ防止等に関する基本的な考え方といたしまして、未然防止、早期発見、早期対応、家庭・地域等との連携ということで四つの柱を示しております。これに基づきました具体的な取り組みにつきましては、下段にございます第2、いじめ防止等の具体的な対策といたしまして記載してございます。この方針に基づきまして、具体的に学校及び教育委員会としてどのような取り組みを行っているのかということについてご説明申し上げます。まず、学校における未然防止の取り組みといたしましては、学級活動を通して児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させるとともに、挨拶運動や異校種間、異学年間の交流活動、また、日常的な道徳の授業や道徳授業地区公開講座などを通して、児童生徒の人権感覚や道徳心の育成を図ったり、またセーフティ教室等を通してインターネットによるいじめ防止の啓発活動に取り組んでおります。また、教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を身につけるように、校内において定期的な情報共有や研修等に取り組んでおります。続きまして、学校における早期発見の取り組みといたしましては、教職員が連携、協力し、児童生徒の小さなサインにも気付くよう努めるとともに、いじめ実態等を把握するためのアンケートの取り組み、また、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実を図っており、児童生徒が声を上げやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組んでございます。教育委員会の未然防止、早期発見に関する学校支援の取り組みといたしましては、指導課から学校へのいじめ問題等の対策に関する情報提供を行ったり、教員がいじめ問題に適切に対応できるよう、資質向上を図るための研修の充実等に取り組んでおります。次に、教育委員会としてのいじめの実態把握の方法についてでございます。いじめの実態把握といたしましては、小・中学校に年間3回の調査を行っております。東京都教育委員会実施のいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査によりまして、6月末までと11月末までの2回、また、文部科学省実施の児童生徒の問題行動・不登校等と生徒指導上の諸課題に関する調査により年度末に1回、これらを合わせて年間3回の実態把握調査を行い、いじめの認知件数や対応等を把握しております。また、実態把握の調査に限ら

ず、解決に当たり長期化することが予想されるもの、また、いじめられた児童生徒が登校しづらい状況になっているもの、ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりしたものなどについては、事案発生後、速やかに指導課に報告するよう指示しており、解決に向けて学校支援を行うことになっております。次に、関係機関との連携についてでございます。いじめ防止基本方針の8ページ、最終ページをご覧ください。こちら、いじめ問題への組織的対応に係る全体構造でございます。教育委員会は学校以外、例えば子ども家庭支援センター等からの報告や保護者等からの直接のご相談などと、学校以外からの情報により、いじめの実態を把握した場合には速やかに学校に状況確認を行い、実態の把握に努め、指導、助言、支援を行います。また、福祉部と連携し、稲城市いじめ問題対策連絡協議会におきまして、いじめ問題に関する報告を行うとともに、関係機関と情報共有を図っております。万が一、重大事態が発生した場合には市長に報告を行い、必要に応じて総合教育会議が招集されることになっております。この全体構造に示されているとおり、学校と教育委員会だけではなく、各関係機関と連携し、いじめ問題へ対応することになってございます。以上、簡単でございますが、いじめ防止等の対策に関する説明とさせていただきます。以上でございます。

市長 今、概要版と基本方針をもとに概略説明がありましたが、何かこれについてご質問、ご意見、ございますか。

今泉委員 単純な質問なのですが、稲城市いじめ防止基本方針、第1のところがいじめ防止等の基本的な方針というのがございますけども、この「等」がどんなことを指すのか教えてもらってもいいでしょうか。

指導課長 いじめ防止等という基本方針でございますが、いじめの未然防止だけではなくて、いじめの解決のことも含めての意味で、等という形でやらせていただいております。

市長 この「等」はいじめじゃなくて、防止のほうの「等」ということですね。これは端的な質問ですが、これだけ制度としていじめ防止のためのネットワーク、関係機関の連携の図式図、どういう場合について連絡をとり合うかということが、全て整理されて体系的にこういった部分になっているのにも関わらず、この間の青少年問題協議会のときに学校で把握されていますか、という質問に対してなかなかできないという趣旨の回答したのはどういうことですか。

指導課長 教育委員会、指導課としましては学校長を通して、とにかく何か事案

があった場合には、これはいじめの数が多いことが問題ということではなくて、いじめは根絶しなければいけないことで、きちんと報告して対応することが非常に大事と認識しております。教育委員会としては学校からの報告という形で受けてはおりますが、直接、学校現場から報告が入って対応するケースがいじめの全てのケースではないので、そういう意味で全て通報とは言い切れないというような発言はあったと思いますが、基本的には学校からは全て上がってきていると認識しておりますので、いじめ問題が起こったときには指導課としては把握していると考えております。

市 長 長 しかし、把握できない、学校は隠蔽体質があるから、なかなか上がってこないですという発言があった。撤回するなら撤回してもらわないといけない。基本的には間違っていたなら、間違っていたと言うべきです。

指 導 課 長 長 それは間違っておりまして、きちんと市の担当としては把握しております。

市 長 長 本当に今の話でいいですか。教育委員会は受け身だからと今も言っているし、それを認識している。自分たちから動かないと言っている。その認識はありますか。教育委員さんたちはどう思いますか、今の答えを聞いて。これが実態だとしたら、相当病巣が深いと思います。

教 育 長 長 この問題ですが。まず、いじめについては、児童生徒のことですが、学校の内外を問わない。つまり、学校としても今、一番心配しているのは学校から見えない部分、SNSであったり、学校では仲いいふりをしていけるけれども、地域の方、離れたところでいじめが起こっているという、こういうのは校長先生と直接話をしたときに、そういう心配があると言っています。その辺をどう学校として、あるいは教育委員会として把握したらいいのかという部分が実は一番頭を痛めているところです。先ほどアンケートの話がありましたが、そこから上がってくる報告というのは確かにわかりますが、上がってこなくても先生というのは日頃の子供たちの態度や様子の把握に努めています。こういう裏で行っているいじめがあったときにこそ、本当に把握できているかというところを心配しております。そういう視点で、このいじめ基本方針を読んでみますと、やはり児童生徒もそうですが、学校が中心になっております。そういう中で、例えば早期発見のところでも全ての大人が連携、協力し、また学校、地域との連携、関係機関とも連携が必要ですよという、学校中心の部分を少々改めて、地域で起こった問題を地域の人に言ったときに、地域の人はどう動いてくれるのか。学校に報告してくれる人もいるだろうし、いじめ対策のこの資料に基づいて連絡協議会のほうに言う人もいるのかもしれない。

虐待だと通報義務がありますが、まだいじめはそこが弱いというのを非常に感じているところがあります。そこをもう少し深めていって、落ちないようにしたいと感じております。

城 所 委 員 私も、この全体的な構造、改定の部分については、特にしっかり形にはなっていると思いますが、問題は、いわゆる基本方針の4番目の未然防止、早期発見、早期対応、家庭・地域との連携というこの4本柱の中で未然防止はもちろんのことですが、早期発見、子供からシグナルがあったり、サインがあったりしたのを大人がその気持ちを受け止めてからが問題で、今までの全国各地でのいじめ問題を見ると、どうも社会通念から乖離したところで教育委員会が判断するケースがあるので、その辺も含めて、普段根本はやはり先生方のいじめに対する理解度というか、そこからのスタートなのでしょうけれど、我々教育委員会としても、やはりその辺の本当に被害を受けた子供たちの思い、親御さんの思いというのを本当に理解できているのか、それから社会通念として本当にこの判断がいいのかどうかというところが主観的ではなくて客観的な面を意識しながら判断していくというところまでが必要な部分ではないかなと考えています。ですので、今までの各地区で起こった重大な事案を見ますと、本当に社会を見据えた判断であったかというのはやや疑問に思う部分が多かったものですから、稲城市としては、その辺を本当に被害に遭った子供たち、親御さんに寄り添いながら、どう向き合っていくかというところが大きな問題ではないかなと思います。

保 坂 委 員 もっと具体的な話になるのですが、例えば早期発見のところ、最近のいじめというのは、例えば暴力とか殴ったり、蹴ったり、けがをしたり、であれば誰の目から見てもわかると思いますが、見えないいじめというのがすごく多いと思います。例えば小学生でも今、携帯電話を持っている。中学生になればもうSNSを通じてLINEやフェイスブックをやったり、いろんなことがあるので、それは端から見ていると親も保護者も、恐らく学校の先生方も気が付かないところでいじめるといっているのがあると思います。それを含めて、例えば指導主事の先生方が全部理解するとか校長先生が理解するのは、ちょっと無理なところ、難しいところではあります。ただ、子供たちが、児童や生徒が声を上げやすい環境ということを使うのであれば、例えば年3回の調査とか一人ずつ生徒を呼んでの面談では声を上げにくいと思うのです。いいことだったらいいいけれども、いじめを受けている子供たちは自分がいじめられているということを知られたくない、仲間外れにされているのを知られたくない、気付かれたくない。よもやそれを先生に言ったら、チクリかというふうに言われてしまうのではないかという気持ちがすごく大きいと思うのですね。なので、例えばカウンセラー、先生に相談するのではなく、校内あるいはどこかの施設などに

何でも投書箱みたいなものを置いて、いじめと言ってしまうと入れにくいので、「あなたが目にしたいいいことや気になっていること、うれしかったこと、困ったことがあったら何でも入れてください」、「名前は書かなくていいですよ」という形で校内に置いておくとか、あるいは図書館に置いておくとかしてみると、実際に自分がいじめられていても、そういうふうには言えないけども、こういうのを見ましたとか、こんないじめがありましたというように、ちょっと言いやすくなるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

城 所 委 員 そういうのを出していただくと出しやすくなります。間違いなく。

保 坂 委 員 先生に言うと、誰かが見ていると、それがまたいじめの対象になってしまう可能性がある。いじめ投書箱という、そこに近寄っただけでもまた言われるので、そうではなく本来はそういう情報が欲しいのだけれども、そうじゃなくて気軽に言えるような、困っているということを伝えられるような方策を考えると、特に小学生ぐらいでもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

城 所 委 員 確かに教育相談室、もう月間の相談件数なんか毎月、定例会で報告がありますが、例えば6月なんか見てみますと、全体で96件、子供が37件、保護者が59件という件数がありながら、本当に表に出てきているいじめの相談というのが殆どないということです。ですから、わざわざ電話をかけて相談をするという作業というのが果たして本当に被害者、いじめを受けていた子供、親御さんができるのか、環境としては非常に難しいというところであれば、保坂委員もおっしゃったような環境づくりというのも一つの対策と思います。

小 野 委 員 長 小学校、中学校、子供の年代によっても色々と相談の受け方は難しいものだと思いますが、一つの例として中学校では三者面談というのがありますが、これはクラスの先生と色々な相談をするほかに、さらにどの先生でもいいから面談をしたいという面談機会を設けて、その先生と話をするというやり方です。そうすると、担任には言えないけれど、ほかの先生のところにはその面談もあるという状況がありますので、そういうやり方もあるのではないかと思います。小学校の場合はそこまでは要らないかなというのはありますけれど。もう一つは地域に民生委員さんのような方がいて相談をしやすい状況もあるような中で、色々と相談を受けた側が、相談を受けた内容を学校の方に報告として上げているかどうか。また、教育委員会の方にもこんな相談を受けたという状況を把握できるような場面を作っていただければ、受け皿が広がって、もう少し教育委員会の方も把握しやすくなる、そういう外からの情報が集まるようなシステ

ムがあればいいのではないかな。ただ、相談者側としても、民生委員さんに言っても、ほかの方に言っても、報告をするだけ、というような思いが多分あるのだらうと思うので、そういうシステムを皆さんに報告をし、きちんと伝わっていることのアピールも必要だと思います。そうしないと、細かいことも学校に上がっているのかという心配も出てきますし、現在のシステムでは、そういうところもなかったのかなという思いがあります。

市

長 ありがとうございます。それぞれお一言ずつはご意見いただいたわけですが、今回の課題というのは、まず学校が、隠蔽体質があるかのような誤解を受けてはいけなと。うちは、そういうものを払拭するために、これまで時間をかけてこういうルールも整備し、3年間の連携等もとってきているので、それに関わっているそれぞれの皆さん、職員、親御さん、生徒さん、みんな含めて理解をするという、こういう仕組みを作っているのだということを広めていかなければいけないと思うのですね。そこが1点あるかなと。その上で今、保坂先生、小野先生からもご提案がありました。もうちょっと具体的な施策を広げていく。連携がとれていると、全体のフローができて、連携はとれていますといっても、具体的にどうやってその情報を入手するのか、あるいは拒否するのかという手続はまだまだ整備されてない部分があるので、保坂先生のご提案になった、例えばご意見箱を入れるとか、あるいは面談等、もうちょっと積極的に行うだとかというのはあるのかなと思います。まずは一番最初の問題として、いじめって何なのか、今泉さんがおっしゃったように、心の問題もある。いじめというのは、社会問題化する場合は、子供たちの場合はけんか、親と子の関係だとしつけ、先生と生徒の関係だと指導と教育と、ちょっと都合のいい言葉にすると、いじめじゃないと。まず、いじめかどうかという入り口の段階で、いじめじゃないということで蓋をしておしまっていたようなところがあった、そういう時代もあった。結構、日本人の本質はいじめ大好きで、漫才とか見ても、殆どいじめですよ。つまらないことを言った、相手をひっぱたくのが面白くて、わざとぼけたやつをどうしようもないなということでこきおろすのが、一種のいじめをモチーフに、題材にしてやっているようなこと、それは子供に受けるのですよ。それがあるので、ちょっといかなものかなというのがありますけれど、だからついでにない。まず一番入り口ですね、いじめというのをきちんと定義をして、何がいじめか、何がいじめでないのか。最近はいじめをつけて呼んで、それを本人が嫌がっていたら、それもいじめだということで、かなりいじめを広く定義していますね。これはもう一歩も二歩も前進なのかなというところで、このまず入り口でいじめを定義したというのは非常に大事なことだと思いますね。この辺を事務局はどう評価しますか、いじめの定義の話で。

指 導 課 長 いじめの定義につきましては、過去は物理的な行為、実際の行為という
ような形で捉えていたのを、今は影響という形の表現にしていますので、
何かしら心理的、物理的影響を与えることによって、それを受けている当
人が苦痛を感じていればということなので、本人からの申し出によってい
じめかどうかを判断すると考えております。あとは今、インターネット等
の関係もありますので、こちらもしっかりと明記をして直接、本人を目の前
にしている状況ではなくても、インターネットなどを通じたものもいじめ
であるということは定義しておりますので、これも広く捉えられるように
学校にもこれは周知して、このような形で認識するように指導しておりま
す。

市 長 総合教育会議を作る、そのきっかけになった事件、自殺、加害の事件の
中で、テレビなど、市長が出てきたり、教育長が出てきたり、記者会見で
の言い訳の中で、これはいじめではないと認識していた。子供同士のけん
かだったとか、一種の言い逃れに聞こえてしまう。稲城市としてはいじめ
というものを最大限、広く捉えて、実際に殴られなければいじめじゃない
というような矮小化はせず、何でもそれを問題として認識しようという
スタンスだということによろしいですね。

指 導 課 長 はい。

市 長 稲城市教育委員会がそういう後ろ向きじゃないということでも評価
されるものだと思います。いじめの定義そのものについては、時代によっ
て変わってくるでしょうから。SNSは便利なツールで、いじめのツール
にもなってしまいう時代もあって、今後もいろんな技術開発で、思い
もよらないことがいじめの原因になっているということがあるわけですが、
いじめの定義というのは今後、常々見直しをしていく必要があると思
いますが、我が稲城市教育委員会のスタンスがここも広く捉えていると
いう認識で、いじめの定義についてはよろしいですか。

教 育 長 いじめの定義については時代とともに変わってきていて、実際、文科省
の調査でも上の面ですか、今回はいじめ防止対策基本法ができて、また新
たないじめの対策をやっていたのですけども、基本的には今までの
一般的な流れとして、いじめと認められないみたいな言い方、だから、い
じめじゃないという観念がね。

市 長 対応しなかったわけですね。

教 育 長 だから、そういう考えを逆にして、いじめじゃないと認められない範囲

で逆にいじめだと判断する。そういう基本的なスタンスで捉えようということはありません。以前、校長会ではそういうスタンスも、できるだけその方向で具体的に。

市

長 より広く捉えるのですね。ブラックリスト方式からホワイトリスト方式に、こういう状況がない場合には全て問題意識を持ってやるということですね。ありがとうございます。今日はそういうスタンスで、文言でいこうと。次、未然防止、早期発見というのが非常に難しい部分があるわけですが、私もさっき言った部分ですね。学校が把握しないって認めるようなことを言っただけで困るけども、学校に全部 120%把握しろということをやっているわけではなくて、それは物理的に不可能だろうということも、それは世間の人も、いじめを受けている親御さんも多分認識は同じだと思うのであります。だから、今言ったような学校に全部把握しろとか学校が中心になれということではなくて、あくまで早期発見というのは、どこか一箇所では全部把握できないことだからネットワークを組んで、その連絡体制、情報共有を図ろうということです。どこかに責任を押しつけるのもいけないし、いじめは全部、教育全般、学校の問題だから学校が悪いのだという、犯人捜しをしているわけではないと思います。いじめそのものが広がってきていると思うので、かつてはいじめというと生徒同士のことだという認識があった。親からのはいじめではなくしつけ、先生からのは教育など。だとすると、いじめがあれば先生に言いつければいいし、あるいは家に帰って親に言えばいいわけです。これに対して今は、親からいじめられているのは、家帰って親にも言えないわけだし、なかなか言いにくい。先生の方に言って、また親に言われて何か。先生からいじめを受けている場合についても当然、学校には言えないわけですし。だから複数の系統でいじめというのが広く捉えられるようになってきているので、要はネットワークで情報連携だけではなく、その相談の窓口を多元的に置くということなのかな。どこでも、いろんな相談ができると、相談の窓口はあちこち作って広く置いて、そこで気が付いたらここに相談できるようにして、なおかつそれがそこで死蔵されないように、お互いに情報共有、連携はとれるようにというのがこの 8 ページの全体の構造図。さらにそれを実践しているのが、先ほど保坂先生のご提案のように、具体的な情報提供、連携とか。入り口の情報収集というのはどうやってやるかというのは、まだこの 8 ページのところではそれぞれ具体施策というのは入っていないわけで、それは今後考えていくべきなのかなと思いますが、この具体策の前のこの連携図だけはまずみんな頭に入れていただいて、どこに相談があっても相談できるように、その情報が適切にリンクするようにするというのがまず必要。別にこの 8 ページの図を暗記する必要もないし、これもこれで完璧に記載できているわけではないので。このルートにないからない、というわけではなくて、ここに書き切れないというのもある

るわけでしょうから、問題は学校が唯一の相談窓口じゃなくて、アドボカシー相談室みたいに教育委員会側に、学校から離れたところに、学校に相談すると学校に漏れるとさらに仕返しされたら嫌だなとか、そういうのがあってはいけないのだけど、学校に相談しにくいから学校と離れたところに相談窓口をという。あるいはさらに親とか、ある種の学校教育じゃないところでのいじめについて、もうちょっと福祉系のルートからそれを情報収集しなくてはいけないということで、あっちこっち入れてみているわけで、そういった意味で親から虐待を受けている、いじめられているというものが、なかなか学校でも言いにくいということを、もっと別なところが、子ども家庭支援センターなども、受け身ではなく、学校に実態調査しろとか、全部家庭訪問しろとかというのは限界があるわけで、それをやれということではなく、虐待通報があれば、あるいは近所の子がおかしいなといえば、子ども家庭支援センターで訪問調査もするわけですよ。いろんな部署で色々動いてもらって、それを情報が伝わるようにしてほしいということだと思いますが、子ども家庭支援センターを所管している、子ども福祉担当部長は何かご意見ありますか。

子ども福祉担当部長

青少年問題協議会の前の週にいじめ問題対策連絡協議会を行いまして、そこら辺が市長おっしゃったような内容、また、教育委員会の皆さんがお話しになった内容も、それぞれ皆さん、その委員さん、そのものは皆さん把握してという形で情報共有がやっぱり重要ですよと捉えました。同じく先の会議と同じような形で、粟井委員からもご質問があったように、そういうときは学校の校長がそれぞれ二人で参加した形で、それぞれがご意見を話して、またご本人で色々やっていますよ、という話だったのですけれども、そこで一番私の感じたのは、どうしても教育長がおっしゃったとおり、実際に子供たちは学校現場で話してないというケースがやはり多いというのが実態としてはあるのではないかとということで、実は私も、子ども家庭支援センターの方にも実際に親から通報すること、来ることがあります。そこはあくまでも子ども家庭支援センターに来るときというのは起こっているという事実がやはり先に立っておりますので、その事件を、未然に我々の方で防ぐというのはなかなか難しい部分があります。当然こちらに来た情報に関しては、こちらサイドも学校と連携をして十分把握した上で対処したいと思っています。一つネックなのは、例えば子ども家庭支援センターから学校に問い合わせたときに、学校はその情報をこちらに提供していただかないと、その先まではなかなか進めないという事実がございます。それこそ親からの虐待とかいろんな問題があります。実際にケース的には多くありませんけれども、相談等に来たときには当然その事実関係の確認をする必要がありますので、そのところを学校に問い合わせたときに、把握しています、で終わってしまうと、話が続きませんから、把握した内容まで、または把握してないのであれば、その事実も確認した上であ

る程度の情報の共有が必要だと思います。それは子ども家庭支援センターに限らず児相もそうですし、警察も同じですから、そこがやっぱりこの会議で言う話じゃないかもしれませんが、学校サイドであくまでもその辺の情報は共有した上で進めていきたいと思っております。以上でございます。

市 長 ありがとうございます。

今の子ども福祉担当部長の発言に対して何か質問、意見はありませんか。

小野委員長 すみません、情報を共有したいというふうなお話でしたけど、今までにそういうような状況で情報をいただいて、こじれてしまったような状況というのはあるのでしょうか。

子育て支援課主幹 はい。子ども家庭支援センターの吉原と申します。部長が申し上げたとおり、事実確認で学校に問い合わせをすることが非常に多いのですが、非常に協力的で回答をいただける場合と、なかなか難しいという回答をいただく場合がございます。

小野委員長 難しい場合というのは、どういうふうな状況でしょうか。

子育て支援課主幹 私どもから問い合わせをかける場合には、要保護児童という位置づけになりますが、要保護児童となった場合には個人情報の守秘義務というのがかかってくるのですけれども、それは教育委員会でも当然ご承知いただいているものではありませんし、学校側の先生方も承知いただいている筈なのですが、やはり個人情報という一言と、あとは保護者の方との関係を喪失したくないというご心配がおありなようで、なかなか情報提供いただけないという場合がございます。

教 育 長 要保護児童対策地域協議会の中に、いじめ問題対策連絡協議会が設けられているのですけれども、これ会議としては別な会議という考えですよ。

子ども福祉担当部長 メンバーは同じです。

教 育 長 メンバーは同じですけど、位置づけが異なっていて、会議の日が別であって、ですから、このいじめ問題対策連絡協議会を開いたときには、いじめに関する連絡調整の会議であって、以前、個別の案件を扱う会議ではないと認識しているのですが。

子ども福祉担当部長 今、委員長からご質問があったのは、そういうことが実際あったのかということで、吉原主幹が言ったのはそういう件が、協議会そのものじゃな

くて子ども家庭支援センターの方にそういう問い合わせが来たときに当然その児童、保護者からの話ですから、それを学校サイドにその内容を確認したときに、今は個人情報だから、または親との関係があるからいけないよという面があるということです。

教 育 長 いじめ問題のその協議会というのは個別案件をやるわけではなくて、委員さんが議題としたものは、持ち寄った情報を、お互い知っている情報をもとに意見交換をするイメージを持ったわけですが。

子ども福祉担当部長 いや、もうちょっとその前の段階ですね。例えば年に1回ないし2回しか開いてはおりませんけども、結局、事前にそういうお話というのは個々でやるような形で、そこではあくまでも顔の見える範囲、それを大切にしているような形の会議を開いております。例えばその中で、個々に実際に委員さんからそういう質問が、実際、名前は出ていませんが、こういう方から私の方に話があったといったときには、当然参加している校長先生なりにそれを言いますね。具体的な名前としてはもちろん出ませんが、その実態があるかないかというのは知っていますかということを確認します。

教 育 長 例えばある保護者からメンバーの委員さんに話があったので、あるいは民生委員さんに話があったので、問題はそこから、その情報を例えば学校は知らないかもしれないから。

市 長 ここは杓子定規にやらずに、やはり連絡協議会そのものは相手の顔を見て、どんな人がいるかということの日頃から知って、話し合える素地を作るというのが大切で、お互い公務員なので、やっぱり守秘義務を持っているわけだから、職場の外で漏らすと問題があるからと言い始めると、それは隠蔽につながっていく。だから、この連絡、ネットワークが実質的により機能するようにしていかなければいけないということを、子ども福祉担当部長の話聞いて思いました。ここに書いてあって、情報共有と書いてあるからできているかということ、実は十分にはできてないと思うのです。情報共有しない理由として、いっぱい出てきてしまいます。個人情報だからとか、あるいはこれを学校外に出すにしても、親御さん達等の信頼関係を壊すだとか、そこは整理しないといけない。全員、ここに入っているのは公務員ですよ、基本的に。やっぱりそれぞれ守秘義務があるわけだから、それをお互いに信頼してもらおう。学校としては出しにくいというのは感情的にはわかるわけです。これを外部の人に話して漏れてしまうと、おまえが言ったのかということになるので。そこら辺との信頼関係があるというよりもこの守秘義務は絶対に秘密厳守で、どこの部分を秘匿するというのが一番大事なのですね。虐待についても、いじめについて

も事案メインで隠すのではなくて、事案はオープンにしても、その情報の入手先は必ず秘匿しなければいけないわけで。誰から聞いたって言ってしまったらアウトなので。お互いにそういうふうにやっぱりきちんとルールを守りながら、でも、内容そのものはみんなで、ああAさんのことね、Bさんのことねってわかるようにしなければいけない。いじめが重篤化する前に防ぐというのはそういうところなのでしょうね。例えば保育園で何年も子供が行っていて、ああこの子はちょっと粗暴で人をいじめる傾向があるな、という場合、それを1年生に上がるときに引き継いでも、それはいいと思う。ただ、それが一般に漏れてしまうと、差別されたという印象でトラブルにもなるわけで、せつかく保育園で行動観察して、その結果が、いじめ問題情報についても、障害情報についても、教育委員会に伝わっていかないというのも問題かなと。何かあると教育委員会で同じようなことをまたやる。いじめについても障害についても。だからそこが連携がとれているようでとれてない。情報源は秘匿した上で各自、公務員としての守秘義務は守った上で、それでも業務の遂行上、必要な情報は共有するという意識を作っていくと。ネットワークのつながりの中で言えないとなると、それは隠蔽とは違うのだけど、情報共有が図られなくなってしまって、その辺が重要ですね。今日は何かを解決するか何かを決める会議ではないので、いろんな意見があったのですが、この間の話の2点を見てネットワーク機関の情報共有と今の具体的な個別ケースについて情報共有できるように、意識改革できればいいということです。それから窓口が、伝わらないといけない。その手法をもっと考えていかなければいけない。こども110番、いじめ110番というところとちょっと感覚が違いかもしれないけど、共通の看板を出して、それは子家センなり、役所、本庁の福祉部でもあり、本庁の教育委員会でもあり、ちゃんと各学校でもあり、色々何か同じような看板が出ていると思うけど。学校に対してはまずいなというのであれば、市役所に出すとか、窓口が一貫して、そんな窓口が選択できるようにあちこちにもあるのだという、場合によっては電話相談室みたいなものがあるのもいいのかもしれないけど、そういうものを一体整備していく。むしろいじめの当事者がいないかなというところからも、通報窓口を複数設置するというのも一つ課題かなと。その2点以外に何か課題、見えているものがあれば、教えていただいてもよろしいですか。

保 坂 委 員 一つよろしいでしょうか。今、市長がお話しされたことは、いじめの早期発見という部分ですが、その前の未然防止、いじめが起らないようにするという部分なのですが、いじめの原因となっているものがわかれば、それをなくせばいいという考え方もあって、例えば本当に小さいことですが、小学生のあだ名の話があって、授業中は担任の先生が必ず児童のことを何々君あるいは何々さんというふうに、名字で呼ぶということを徹

底するのが大事だと思います。男子生徒にも、男子児童にも何々さんというふうに呼んでらっしゃる担任の先生がいらして、それはいいことの一つだと思います。もちろん君でも構わないのですが、同じ名字で複数いない限り誰か一人だけを名前で呼ぶということをやめていただいて、全員、名字で呼んでいただく。授業中は、必ずほかの子供同士も誰々ちゃんなんて言わずに誰々君がというふうに名字で呼ぶということを授業時間だけでもまず徹底するということが、ある一つのあだ名をつけない配慮かなと思いました。あと中学校になると、小学校でもそうですが、LINE やら携帯電話もできる状況になるので、それを保護者の方に理解していただいて、例えば中学校だったら夜9時以降はもう LINE や携帯で友達間のやりとりをしないというふうに全市挙げて決めてしまえば。現状だと、子供はなかなか LINE にすぐ返事しないと、既読スルー、いじめられるからすぐに返事をしなきゃいけない。またそれがいじめの対象になる、という問題があるので、時間は何時でもいいのですけれど、そういう約束を作ってしまうと、何時だからもうできないからごめんね、というような形で、使わなくなると思います。携帯ももしかしたら既にそういうルール決めていらっしゃる学校もあるかもしれないですが、自分ではできないことでも、学校のルール、市のルールになっていったらその辺は少し抑止力になるのではないかと。

市 長 保坂先生から2点ほど今ご提案がありました。一つは学校で統一ルールとして例えば生徒の呼び名の呼び方を統一でルール化するというようなこと。もう一つは LINE や携帯利用のルール作りの件ですが、それについて何か考えはありますか。

指 導 課 長 まず教員の呼び方の件ですが、呼び方だけではなくて、やはり教員がどのように児童生徒に接するかという態度によって、それがすごく子供に影響するということはあると思います。なので、呼び方だけではなくて態度であったり、立ち振る舞いであったりについては、以前から指導課の方で指導はしておりますけれども、共通ルールをもうちょっと幅広く設定し、その後、徹底していきたいと考えています。それからインターネット、LINE 等の扱いにつきましても、稲城市では、全ての学年において SNS の学校ルールを定めるということにしておりますが、ただ時間帯で何時までという形になっているのかは学校ごとですので、夜遅い時間はやめるようにと具体的な時間までは書かれていません。あとはスマホの教育が必要ということなので、学校ルールを伝えて、ご家庭の方にも協力していただくようには話しております。各学校の取り組みとしてはそういう形で進めておりますので、今後も取り組みを強化していきたいと思えます。

市 長 色々ご提言いただいてありがとうございます。

今日、事務局にぜひお願いしたいのですが、今日論点に上がった課題が、少なくとも4点あるわけでありますが、それを具体的にどういうふうに進めていくのかを次回までに政策方針を含めて考えて、次回いつになるかわかりませんが、総合教育会議でご報告をするようお願いしたいと思います。一つはこのネットワークの情報共有から、具体的に個別事案について情報共有できるようにするにはどうしたらいいのか。要するに周知、この入っていただいているステークホルダーのみんなに共通認識を持ってもらって、ちょっと外に出すとまずいなとか、単独の組織内で何かしようとかそういうことではなく、関係機関に情報共有することについてどのように取り組んでいくのかという具体策。それと子供たちの相談、いじめ防止に加えて相談窓口を複数置かなければならないのではないかと、ということ。それと保坂先生から2点あったことについて具体的にどういうふうに行うのかということですね。特に色々な指導を要する課題について、指導していきます、という回答だとそこで話が終わってしまうのだけれども、指導課の方は人が変わって指導が変わってしまうといけなから、何かそういうのをマニュアル化、明文化していただくとかですね。市立学校での生徒の呼び方ルールとか、意外と大切なことかもしれないですね。「さん」なら「さん」で統一するとか、そういうものをルール化するということでしょうか。あと最後に SNS、インターネットの利用ですが、誤解かもしれないけれど、東京ルールというのがあったような気がするのです。東京都全域で決めた小中学生のインターネット利用についての取り組み、これは東京都にもある中、それをしっかりと親御さんたちにも子供たちも徹底してというのが。稲城でローカルルールを作ってしまうと、東京ルールではいけないけど稲城は良いという、そういった何かわけのわからないことになったりするのです、そこは共通のルールを守らせるような周知徹底をしていくのにはどうしたらいいのか。学校内でのインターネット端末の持ち込みというのはどうですか。

指導課 長 基本的には持ち込まないことになっています。

市 長 基本的には。どういう人が自由なのですか。持ち物検査とかはしないでしょう。

指導課 長 していません。

市 長 最近は持ち物検査とかあまり踏み込んではいけなから、持ち込んではいけなから、入学説明会で親に言って。例えばおもちゃを持ち込んではいけなから、おもちゃって範囲が広いです

から、ゲーム機とか。僕が小学校行っていたころは、おもちゃ、一切持ってきちゃいけないというのもありましたが。おもちゃに通信がついているものとか、実質 SNS ができるわけですから、3DS だって SNS できますよね。これは実質筒抜けだということがあるのかなと思うのですが、その辺も考えているわけですね。携帯なんて持ってくる子は最近いないのかもしれないですよ。

今 泉 委 員 長 はい、いいですか。最初、冒頭の発言で教育委員会、受け身ではないかという部分で、先ほどの保坂先生の提案、市長もおっしゃってしまして、相談窓口をこのまま作っても直接、教育委員会に来る内容ではなく、これは言いわけではありますけれども教育委員会という言葉だけが先走っているというわけではないですが、多少の神通力的な、小学校1年生とか2年生でも、教育委員会という言葉だけは知っている。そうすると、教育委員会の目安箱的なものでいいのかと。外に出してしまうと親御さんから色々出てきて困る場合とか、学校内にお知らせしたいこととか、教育委員会に直接来るのもいいのかと。あと、もう1点は連絡協議会のところで、先ほど公務員ということで守秘義務が課せられている話がありましたが、子供たちが活動している場所のもう一つは塾だと思いますので、学校の先生と塾の先生という2種類の先生がいらっしゃるの、塾の先生に相談することも考えられます。そうした場合に塾の先生からの情報も吸い上げることがもし可能であれば。営利企業にそこまでは難しいというのはあるかもしれませんが、この辺も何かしら検討ができれば。

市 長 そうですね。今の2点のご提案もちょっと現実性のある検討の中に入れていただいて、仮に各学校に鍵付きの投書箱を置く。教育委員会公認みたいな直訴、それが何かやりやすいようにしたいと。学校にいるけど、気軽に教育委員会、直接に相談ができるようなイメージがあってもいいのかなということですね。あとは民間の窓口からの情報提供ということでは、ちょっと質が違うのですが、各診療所、クリニックから市立病院に紹介してもらったみたいですね。これ別に紹介義務でも何でもなし、気が向いたら患者を紹介してもらおうということですけど、市内にそういう子供が通えるような施設に、任意に協力依頼というか、そういう封筒に封をして、情報提供できるようなフォーマットをつくって封印をして、教育委員会に直に届くような紙とか手紙の類いを作って配って、何かいじめ等の虐待とかそういう問題でお気付きの点があったら、直接、教育委員会に届くような形にして、何かあったら教育長あたりにといいのもありかもしれませんね。

小 野 委 員 長 今回の教育委員会へ、という話はすごくいいと思うのです。ただ、学校にそういうものをどんどん設けたりすると、学校との信頼関係が何もなく

なってしまうと思うのですよ。そこはちょっと考えていただかないと、やっぱり親は学校に何でも相談できる、子供も先生に相談ができるのだよという信頼がなくなってしまう可能性もあるわけで、ここはちょっと私としては気を付けて進めてもらいたいと思います。

市 長 今言った点は全部やるとかではなくて、やるやらない、やるとしたらどうというふうにやるかということの検討を次回までに考えてもらって、次に報告してもらおうというぐらいですけど、一方で、先ほど学校で目安箱を作るのはいいのではないかとということで、それもよく考えると、学校の目安箱で担任の先生に回覧されちゃうと嫌だなって、出せないということになる。果たして学校の中に目安箱を置いて、どういう置き方をするのか。校長先生に直に、校長先生に届くようにするというか、あるいはそれ自体も学校の教員との信頼関係を結んでいなければ、こんなこと言うのはまずいというご意見もあるかもしれません。目安箱の類いも校外の教育委員会に届く。どういうふうに設置できるか、また、どこに置けるのかということも含めて考えていかなければいけないということでもよろしいですかね。あと、ご提案の類いとか今回のテーマについて何かご意見あれば、お願いをしたいと思いますけど、そろそろ1時間を越えましたので、特になければ、今日のところは委員さんのご提案を受けて、いじめ対策のネットワークをもっと具体的に機能するようにするためにはどうしたらいいのか等を幾つかご意見いただきましたけど、それを事務局にまた戻して考えてもらいながら、さらに強固なネットワークにしていけないといけないのかなと思います。ほかにご意見がなければ、そういうことで締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。